

(9) 市町村振興総合補助金
(農業農村整備事業関係)

(市町村振興総合補助金による事業)	事業主体	市町村	農村振興課
みやぎの生き生き地域づくり支援事業			地域計画班

趣 旨

みやぎ食と農の県民条例基本計画の重点推進プログラムである「競争力と個性のある営農システムの構築」の施策に対応するため、地域住民自らが参画した地域活性化委員会を組織し、ワークショップ等地域住民参画型の手法を活用し、地域農地マネジメント構想、地域営農システム構想、農村環境保全構想等を内容とする「農村活性化ビジョン」を策定し、それを基に農地整備等の農業農村整備に向けた実践活動を推進する。

事業の内容

1 事業内容

(1) 地域活性化委員会の活動

地域住民の主体的取組みと創意工夫を基本とした「農村活性化ビジョン」策定に向けた活動

(2) 市町村の支援

地域活性化委員会に対し市町村が行う支援活動

2 事業期間

1 地域2ヶ年を限度とする。

補 助 率

県 50%以内

補助金限度額

1 地域あたり500千円/年 以内

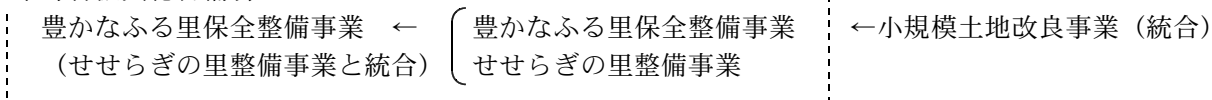
(市町村振興総合補助金メニュー事業)	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班	農村整備課	農村環境整備班
豊かなふる里保全整備事業					

事業の内容

- 1 農業生産基盤整備 2 農村環境基盤整備 3 農村交流基盤整備 4 特認事業

※事業の変遷

市町村振興総合補助金



採 択 基 準

県費補助の対象として採択する事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 農業生産基盤整備の場合は、「地域水田農業ビジョン」に基づき、受益農地に麦，大豆，米粉用米，飼料作物，園芸特産等を現に作付けしている又は作付けを計画しており，水田の有効利用が図られること。また，農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は，農業生産基盤整備と連携又は地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興が図られること。
- (2) 農業生産基盤整備を行うものについては，事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上，受益戸数が2戸以上であること。
- (3) 農業生産基盤整備を行うものについては，関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は，土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
- (4) 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で，工期が3カ年以内であること。
- (5) 事業の施行者が市町村以外の場合は，市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 農業生産基盤整備	ほ場整備，かんがい排水，農道整備，暗渠排水，客土，土壌改良及び農用地保全・造成
2 農村環境基盤整備	農業集落道整備，農業集落排水施設整備，公共施設保全整備，地域資源利活用施設整備，集落防災安全施設整備，集落緑化施設・環境管理施設整備，せせらぎの里整備
3 農村交流基盤整備	集落農園・市民農園整備，遊歩道整備，交流施設整備 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
4 特認事業	知事が特に必要と認める施設の整備

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	豊かなふる里保全整備事業	—	40以内	60以上 ※	

※施行者が市町村以外の場合は採択基準（5）を適用

(市町村振興総合補助金メニュー事業) グリーン・ツーリズム 促進支援事業	事業主体 市町村	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
--	----------	--------------------

趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村地域を舞台とした，都市住民との多様な交流活動（グリーン・ツーリズム）の普及・推進と定着を図るとともに，地域の農林漁業の活性化を図るもの。

事業の内容

1 対象事業

(1) 人材育成に係る事業

講習会，研修会の開催や農山漁村文化の伝承等によるグリーン・ツーリズム実践者等の人材育成事業。

(2) グリーン・ツーリズムモデル構築に係る事業

地域の特色を生かした活動計画の策定と，体験交流事業の実践及び普及活動事業。

(3) その他当該事業の目的達成のために必要と認められる事業

*市町村は，上記事業のうち（2）の事業を実施するとともに，実施地区の実態に応じて（1）及び（3）の事業を実施するものとする。

2 対象経費

対象事業の実施に要する経費

3 事業実施期間

平成16年度～平成32年度

負担割合	区 分	国	県	そ の 他	備 考
	みやぎグリーン・ツーリズムモデル構築支援事業	—	50	50	

